

## ○情報機器の売却に関する一般競争入札公告

情報機器の売却について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 1 1 月 2 0 日

岐阜県知事 古 田 肇

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 売却物品の名称及び予定数量

パーソナルコンピュータ 2,125 台 他  
（詳細は、入札説明書による。）

#### (2) 売却物品の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期限

令和 6 年 3 月 29 日（金）

#### (4) 引渡場所

岐阜県庁 18 階ヘルプデスク室等（岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号）  
旧岐阜県庁 2 階情報システム課執務室（同上）  
岐阜県防災交流センター 3 階業務管理室 4（岐阜市下奈良 3 丁目 1 1 - 6）

### 2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号  
岐阜県清流の国推進部デジタル推進局情報システム課情報システム係  
電 話 058-272-8479  
F A X 058-278-2596  
E-mail c11120@pref.gifu.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間  
令和5年11月20日(月)から令和5年11月24日(金)までの毎日(県の機関の  
休日を除く。)午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所  
3(1)に同じ。  
電子メールによる交付を希望する場合は、上記3の(1)まで申し出ること。
- ウ 売却物品等の確認 入札前に売却物品及び搬出経路を確認すること。
- (3) 競争入札参加資格の確認
- ア 入札参加希望者は、イの期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書  
を3(1)の担当部局へ提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- イ 提出期限 令和5年11月29日(水)午後5時(必着)  
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資  
格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年11月30日(木)までに通知する。
- (4) 入札の日時及び場所
- ア 日時 令和5年12月4日(月)午後2時(入札を郵便又は信書便で行う場合  
には、令和5年12月1日(金)午後5時までに3の(1)に必着のこ  
と。)
- イ 場所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県庁7階 フロア会議室
- (5) 開札の日時及び場所  
入札終了後直ちに3(4)イの場所において行う。
- (6) 契約の内容を示す日時及び場所  
3(2)に同じ。
- (7) 入札方法等に関する事項
- ア 入札方法  
入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、  
入札前に委任状を提出するものとする。  
また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金  
額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の  
端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、  
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか  
を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記  
載すること。
- イ 入札保証金及び契約保証金  
岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第114条  
各号に該当するときは、免除する。
- ウ 落札者の決定方法  
規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額以上の  
金額で、最高の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵便又は信書便による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 電報による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除するものとする。
- (7) 入札等に関する質疑がある場合には、令和5年11月24日（金）午後5時までに書面により、3(1)の担当部局へ持参、FAXまたは電子メールで提出すること。なお、回答は入札説明書を受け取った全ての者に対して令和5年11月28日（火）午後5時までに回答する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。